

# 所沢市まちづくりセンター設置条例（素案）について

## 条例制定の背景・目的

平成23年、本市は地域コミュニティの醸成を重点課題に掲げ、窓口サービス機能、コミュニティ推進機能、公民館を兼ね備えた機関として、市内11地区にまちづくりセンターを設置いたしました。

特に地域コミュニティに関わる業務として、コミュニティ推進業務と公民館業務を実施することで、市民の自主的なまちづくり活動への支援を行っています。

しかしながら、まちづくりセンターの設置から10年以上が経過する中で、地域住民の高齢化や新型コロナウイルス感染症による社会的な閉塞等の影響もあり、人と人とのつながりがさらに希薄化し、様々な課題が顕在化することにより、地域コミュニティの衰退が危惧されています。

今後、誰もが安心して暮らせる、持続可能な地域コミュニティを実現していくため、まちづくりセンターの更なる機能強化が必要です。

このため、これまで、コミュニティ推進業務については市長部局が、公民館業務については教育委員会がそれぞれ所管していましたが（※）、業務間の連携をさらに密にし、素早い対応と効果的な業務を実施できるよう、業務体制を整えとともに、まちづくりセンターの活性化を図るため、令和7年4月より、公民館業務を教育委員会から市長部局（市民部）に移管し、一元的な運営を行ってまいります。

なお、この条例施行にあたり、施設使用の方法に変更はございません。

（※）現在、公民館業務は教育委員会の所管で、補助執行という形で市民部が公民館に関する事務を行っていますが、新条例施行後は、市民部が主体となって教育委員会と連携しながら運営を行う予定です。

## 条例の概要

### ◇条例制定・廃止の概要

現在のまちづくりセンターの根拠法令である「所沢市まちづくりセンター条例」と公民館の根拠法令である「所沢市立公民館設置及び管理条例」の内容を統合し、新たに「所沢市まちづくりセンター設置条例」を制定します。なお、既存の2つの条例はこれに伴い廃止になります。

### ◇まちづくりセンターの設置目的

地域のつながりを形成しながら、地域課題の解決に取り組むとともに市民の自主的なまちづくり活動を支援し、また、実際生活に即した教育、学術及び文化に関する事業を実施することで社会教育の推進を図り、もって豊かな活力ある地域社会の実現に寄与することとします。

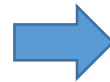
◇まちづくりセンターの位置づけ

- ・地方自治法第155条第1項に規定する出張所の機能を有する機関。
- ・社会教育法第5条第3項に基づく市長が設置する公民館。

◇まちづくりセンター・公民館の統合

所沢市まちづくりセンター条例に規定されていたまちづくりセンターと所沢市立公民館設置及び管理条例に規定されていた公民館は、名称をまちづくりセンターとして施設も組織も一つに統合します。

現 在	条例施行後
松井まちづくりセンター・松井公民館	松井まちづくりセンター
富岡まちづくりセンター・富岡公民館	富岡まちづくりセンター
小手指まちづくりセンター・小手指公民館	小手指まちづくりセンター
小手指公民館分館	小手指まちづくりセンター分館
山口まちづくりセンター・山口公民館	山口まちづくりセンター
吾妻まちづくりセンター・吾妻公民館	吾妻まちづくりセンター
柳瀬まちづくりセンター・柳瀬公民館	柳瀬まちづくりセンター
三ヶ島まちづくりセンター・三ヶ島公民館	三ヶ島まちづくりセンター
新所沢まちづくりセンター・新所沢公民館	新所沢まちづくりセンター
新所沢東まちづくりセンター・新所沢東公民館	新所沢東まちづくりセンター
所沢まちづくりセンター・中央公民館	所沢まちづくりセンター
並木まちづくりセンター・並木公民館	並木まちづくりセンター



**まちづくりセンターの更なる機能強化**

市長部局に一元化したまちづくりセンターは、公民館機能を充実させ、コミュニティ推進業務と密接な連携による事業を行うことで、更に市民の自主的なまちづくり活動への支援を強化していきます。

◇公民館機能の積極的活用

公民館機能を積極的に活用し、地域の課題解決へ機運を高めるための取組を進めます。

◇公民館運営審議会の運営

社会教育法第29条に基づき、公民館における各種事業の企画実施について調査・審議することを目的として設置される審議会も、市長部局が運営します。

◇新しい業務間連携体制

公民館とコミュニティ推進の事業間の連携を密接にし、タイムリーに業務が実施できる体制を構築します。

**その他**

◇この条例の施行に伴い、関係する規則や要綱等の修正など、必要な改正を行います。

**施行期日**

◇この条例は、令和7年4月1日から施行する予定です。